

○エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準

(平成二十九年三月二十八日)

(経済産業省告示第五十九号)

改正 令和 五年 三月二十八日経済産業省告示第二十三号

改正 令和 七年 七月十五日経済産業省告示第百十一号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準(平成二十二年経済産業省告示第二百三十九号)の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準

(令5経産告23・改称)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「令」という。)第5条第2号に規定する事業を行う者であるガス事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。以下同じ。))について、法第5条第1項の規定に基づき、エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. エネルギー源の環境適合利用の目標

ガス事業者は、令和12年度において、次の各号に掲げる事項を目標とする。

- ① 各ガス事業者のガス小売事業の用に供したガス供給量(以下「ガス小売供給量」という。)の1%相当量の水素及び一酸化炭素若しくは二酸化炭素から合成したメタン(以下「合成メタン」という。)又は令第4条第7号に規定するバイオマスから発生したガス(以下「バイオガス」という。)を調達して導管に注入すること。
- ② 各ガス事業者の効率的な経営の下における合理的に利用可能な範囲内において、各ガス事業者のガス小売供給量の5%相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。ただし、合成メタン及びバイオガスの注入量については、各ガス事業者におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の状況を考慮するものとする。

2. 推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項

ガス事業者は、エネルギー源の環境適合利用を推進し、1. ①に定める調達及び導管への注入に係る目標の達成に資するものとして次の各号に掲げる事項を実施することとする。

- ① ガス事業者は、合成メタン又はバイオガスの調達に係る調査を行い、技術的な評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その調達の可能性の検証を行うこと。
- ② ガス事業者は、合成メタン又はバイオガスの導入に関連する技術の開発及び向上に取り組むこと。
- ③ ガス事業者は、地方公共団体及び関連事業者と相互に連携を図ることにより、その地域における合成メタン及びバイオガスを有効利用すること。

附 則（令和五年三月二十八日経済産業省告示第二十三号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則（令和七年七月十五日経済産業省告示第百十一号） 抄
この告示は、令和七年七月十五日から施行する。